

高浜クリーンセンター可燃ごみ処理施設運転管理業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、高崎市が「高浜クリーンセンター可燃ごみ処理施設運転管理業務」（以下「業務」という。）に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、プロポーザル方式により優れた提案や実績などを審査したうえで、最も適した事業者を選定するための実施方法等を定めるものである。

2 業務概要

- (1) 業務名称 高浜クリーンセンター可燃ごみ処理施設運転管理業務
- (2) 業務場所 高崎市高浜町252番地1
- (3) 業務内容 別紙「高浜クリーンセンター可燃ごみ処理施設運転管理業務仕様書」のとおり
- (4) 委託期間 令和6年10月1日から令和7年3月31日まで
（試運転・教育期間 令和6年10月1日から令和7年1月31日まで）
（本運転期間 令和7年2月1日から令和7年3月31日まで）
- (5) 委託限度額 198,000,000円（税込み）

3 業務の趣旨

本業務は、高浜クリーンセンター可燃ごみ処理施設で連続運転するごみ焼却炉のボイラー及びタービン発電施設を豊富な実績と高度な技術力を駆使して、効率的かつ安定した運転により本施設の性能を十分に発揮させ、衛生的な環境を確保し市民の安心安全な生活の向上を図るため、業務を実施するものである。

4 参加者の構成等

- (1) 参加者は、2者の構成員による「特定業務委託共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
- (2) 参加者のうち1者は高崎市に本社（本店）を有する者であって、高崎市内で過去10年以内に高崎市の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設）の運転管理業務委託を1年以上履行している実績のある者、又は高崎市の一般廃棄物処分業の許可を受けて事業を営んでいる者とする。
- (3) 参加者は代表事業者を決めるとともに、代表事業者の出資比率は過半数を超えていることとする。
- (4) 参加者の構成員の変更は認めない。
- (5) 参加者の構成員は、他の参加者の構成員になることはできない。

5 参加資格及び制限等

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、

代表事業者及び構成員は①から⑥までの全ての要件を満たし、代表事業者は⑦の要件を満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札制限を受けていないこと。
- ② 高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成16年高崎市告示第288号）の規定に基づき、指名停止期間中でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 高崎市暴力団排除条例（平成24年高崎市条例第72号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤ 参加申込時点で、国税及び地方税のいずれも滞納している者でないこと。
- ⑥ 本プロポーザルに参加する者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- ⑦ 地方公共団体が発注した一般廃棄物処理施設（1日のごみ焼却能力が400トン以上かつ2炉以上のストーカ式焼却炉のボイラー及び8,000kw以上のタービン発電機を有する施設）の運転管理業務を単独もしくは共同企業体の構成員として元請け受注し、過去10年以内に1年以上の履行実績がある者。

(2) 参加に係る制限

参加申請書及び企画提案書等の提出は、1者につき1点に限る。

(3) 参加資格の基準日

参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から優先交渉権者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

6 募集スケジュール及び手続（予定）

- (1) 本事業における事業者の募集は以下のスケジュールに従って行う。

実施要領の公表	令和6年5月14日（火）
「参加申請書」及び実施要領等に関する質問の受付期間	令和6年5月14日（火）～6月20日（木）
実施要領等に関する質問に対する回答	令和6年6月27日（木）
「企画提案書等」の提出期間	令和6年7月22日（月）～7月26日（金）
書類審査の実施（選定委員会）	令和6年8月下旬予定
優先交渉権者の決定	令和6年9月上旬予定
契約締結	令和6年9月下旬予定

(2) 参加申請書類の提出

提出期限	令和6年6月20日(木)午後4時 ※必着(土日祝日を除く) 午前9時から午後4時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)
提出書類	1 参加申請書(様式第1号) 【添付書類】 ① 登記事項証明書 現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書 ② 国税(法人税、消費税及び地方消費税)の納税証明書 税務署発行の「その3の3」様式 ③ 群馬県税の納税証明書(群馬県内に本店又は営業所がある場合) 「第45号の3」様式の完納証明書 ④ 高崎市税の納税証明書(高崎市内に本店又は営業所がある場合) 完納証明書(滞納額がない証明) (①~④は、いずれも提出日の3ヶ月以内に発行されたもの、原本又はコピー) ⑤ 直近2期分財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書) *2期目の決算を行ってない場合は、1期目の決算に係る財務諸表のみで可 <u>本市の令和6・7年度物品役務入札参加資格の認定を受けている者は、上記①から⑤を省略できるものとする。</u> 2 委任状(様式第1-①号) 3 法人概要書(様式第2号) 4 受託実績の集計用紙(様式第3号) 5 誓約書(様式第4号) 6 共同企業体協定書(写し)
提出方法	事務局に持参するものとする。 ※ 提出部数 各1部 事務局:高崎市高浜町248番地1 環境部 高浜クリーンセンター
備考	提出書類に不備があった際は受理をしない

(3) 実施要領等に関する質問及び回答

受付期間	令和6年5月14日(火)~6月20日(木)
提出書類	質問書(様式第5号)
提出方法	事務局宛てに電子メール又はFAXにて提出するものとする。 事務局:環境部 高浜クリーンセンター E-mail: takahama-clean@city.takasaki.gunma.jp FAX: 027-344-4360

回答日及び 回答方法	回答日：令和6年6月27日（木） 回答方法：参加申請書が提出された全ての代表事業者へ電子メール又は FAXにて質問及び回答を送付する。
備考	質問はプロポーザルの内容に限る。

(4) 企画提案書等の提出

提出期間	令和6年7月22日（月）～7月26日（金）午後4時 午前9時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書表紙（様式第7号） ・企画提案書（様式第7-①～⑦号） ・見積書（任意様式）
提出方法	<p>事務局に持参するものとする。</p> <p>※ 提出部数 各9部</p> <p>事務局：高崎市高浜町248番地1 環境部 高浜クリーンセンター</p>
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第7-①～⑦号には、事業者名称及びそれを連想させるようなものを入れないこと ・企画提案書は、提案項目ごとに日本工業規格A4縦型片面1枚程度とし、本実施要領及び仕様書等を基に具体的かつ簡潔に記載すること。 ・見積書には<u>人件費、事業費など内訳が分かるように積算</u>を記載すること。また、10月から3月までの6ヶ月分の額とし、消費税及び地方消費税を含めた額とする。

7 提案内容について

提案内容は、下記の提案項目ごとに様式第7-①～⑦に記載すること。

なお、右上整理番号欄は記入しないこと。

提案項目	① 本事業を実施する上での基本的事項
	② 実施体制及び人材の確保
	③ 教育・訓練（研修）の実施
	④ 自然災害等の緊急時の性能維持対応
	⑤ 同等規模施設の実績を活かした運転管理
	⑥ 独自性や地域貢献の考え方
	⑦ 価格の妥当性

8 選定について

(1) 選定方法

市が別に設置する高浜クリーンセンター可燃ごみ処理施設運転管理業務プロポーザルに係る事業者選定委員会において行う。提案された企画提案書について評価基準をもとに審査（書類審査）を行い、総合的に評価し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、優先交渉権者として選定しない。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- ① 本プロポーザルにおいて提出すべき書類について、この要領で示した提出方法及び提出期限を正当な理由無く守らなかったとき。
- ② 本プロポーザルにおいて提出すべき書類に虚偽の内容を記載したとき。
- ③ 4に記した「参加者の構成等」に掲げる要件を満たさないとき。
- ④ 5に記した「参加資格及び制限等（1）」に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

(3) 選定結果及び公表

実施時期	令和6年9月上旬予定
結果の通知	企画提案書の提出のあった代表事業者を選定結果を文書で通知する。
公表	市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。
備考	審査結果に関する問い合わせ及び異議申し立ては一切受け付けない。 なお、提案者から提出された書類については非公表とする。

9 契約の締結について

- (1) 選定された優先交渉権者と市とが協議し、提案された内容を加味し委託業務に係る仕様を確定させたい見積書を徴取し、契約を締結する。
- (2) 選定した優先交渉権者と市との間で行う仕様の調整及び契約額について協議が整わなかった場合には、次点交渉権者と協議を行うこととする。
- (3) 契約手続き及び契約は、高崎市契約規則（昭和39年高崎市規則第16号）の定めによる。

10 その他の留意事項

(1) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権・特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(2) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めない。

(3) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

参加者は、参加申請書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。

参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、7月22日（月）午後4時までに、参加辞退届（様式第6号）を事務局宛に持参により提出すること。

事務局（問い合わせ先及び各種書類の提出先）

高崎市役所 環境部 高浜クリーンセンター

〒370-3333 高崎市高浜町248番地1

TEL : 027-344-2530

FAX : 027-344-4360

E-mail : takahama-clean@city.takasaki.gunma.jp